

四日市市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第46号

四日市市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則

四日市市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（平成18年四日市市規則第50号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定の申請)</p> <p>第2条 法第78条の2第1項及び第115条の12第1項の規定による申請は、<u>介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（令和5年厚生労働省告示第331号。以下「厚生労働大臣が定める様式」という。）に規定する別紙様式第二号（一）</u>及び市長が必要と認めた書類により行うものとする。</p> <p>2から4まで （略）</p>	<p>(指定の申請)</p> <p>第2条 法第78条の2第1項及び第115条の12第1項の規定による申請は、<u>指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所指定申請書（第1号様式）</u>及び市長が必要と認めた書類により行うものとする。</p> <p>2から4まで （略）</p>
<p>(変更の届出等)</p> <p>第3条 法第78条の5及び第115条の15の規定による届出は、施行規則第131条の13第1項及び第2項に掲げる事項の変更に係るものにあつては<u>厚生労働大臣が定める様式に規定する別紙様式第二号（四）</u>及び市長が必</p>	<p>(変更の届出等)</p> <p>第3条 法第78条の5及び第115条の15の規定による届出は、施行規則第131条の13第1項及び第2項に掲げる事項の変更に係るものにあつては<u>指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所</u></p>

要と認めた書類により、同条第3項に掲げる事業の再開に係るものにおいては厚生労働大臣が定める様式に規定する別紙様式第二号（五）及び市長が必要と認めた書類により、同条第4項に掲げる事業の廃止又は休止に係るものにあつては厚生労働大臣が定める様式に規定する別紙様式第二号（三）及び市長が必要と認めた書類により、それぞれ行うものとする。

2 （略）

（指定の更新の申請）

第4条 法第78条の12及び法第115条の21において準用する法第70条の2の規定による申請は、厚生労働大臣が定める様式に規定する別紙様式第二号（二）及び市長が必要と認めた書類により行うものとする。

2 （略）

（指定の辞退）

第5条 法第78条の8の規定による指定の辞退は、厚生労働大臣が定める様式に規定する別紙様式第二号（六）及び市長が必要と認めた書類により行うものとする。

変更届出書（第2号様式）及び市長が必要と認めた書類により、同条第3項に掲げる事業の再開及び同条第4項に掲げる事業の廃止又は休止に係るものにあつては指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所廃止・休止・再開届出書（第3号様式）及び市長が必要と認めた書類により、それぞれ行うものとする。

2 （略）

（指定の更新の申請）

第4条 法第78条の12及び法第115条の21において準用する法第70条の2の規定による申請は、指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所指定更新申請書（第4号様式）及び市長が必要と認めた書類により行うものとする。

2 （略）

（指定の辞退）

第5条 法第78条の8の規定による指定の辞退は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所指定辞退届出書（第5号様式）及び市長が必要と認めた書類により行うものとする。

第1号様式から第5号様式までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する規則の一部改正)

2 四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する規則(令和3年四日市市告示第32号)の一部を次のように改正する。

改正後		
(押印の省略)		
第2条 次の表の左欄に掲げる規則の規定する手続又は様式のうち、同表の中欄に掲げる手続又は様式については、当該規則の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表の右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
規則名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市基準該当サービス事業者の登録等に関する規則 (平成12年四日市市規則第32号)	(略)	
四日市市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則 (平成18年四日市市規則第53号)	(略)	
(略)		

改正前		
(押印の省略)		
第2条 次の表の左欄に掲げる規則の規定する手続又は様式のうち、同表中欄に掲げる手続又は様式については、当該規則の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
規則名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市基準該当サービス事業者の登録等に関する規則	(略)	

(平成12年四日市市規則第32号)		
<u>四日市市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（平成18年四日市市規則第50号）</u>	<u>第1号様式から第5号様式まで</u>	
四日市市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則（平成18年四日市市規則第53号）	(略)	
(略)		